

“企業を脅かす5つの労働トラブルの防止対策”を弁護士に聴く

# 労働トラブル防止総合講座

主 催：愛知県下各労働基準協会

労働トラブルの発生は、その対応に多くの労力、時間、経費を奪われるだけでなく、時には企業の秩序を壊し、内外のイメージを傷つけ、企業の繁栄まで大きく左右することとなります。

企業は最新の労働状況に対応した、円滑な労務管理を行い、労働トラブルを未然に防止しなければなりません。

そこで愛知県下各労働基準協会では、各種労働トラブルの防止対策を、労働分野で活躍される弁護士にお聴きする全5回の「労働トラブル防止総合講座」を開催します。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

● 時 間 午後1時30分～午後4時30分

● 会 場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター） 名古屋市中村区名駅4丁目4-38

<b>第1回</b> 平成26年 6月11日(水)	<b>採用をめぐるトラブル事例と 問題社員の見きわめについて</b> 西脇法律事務所 所長 元愛知労働局紛争調整委員 弁護士 西脇 明典 氏	労働者の採用後に、労働能力の欠如、職場不適合、重大疾病が発覚しても、民事上解雇はまず認められず、問題労働者の行為で企業責任を問われることも。唯一の対策が採用時の情報収集と慎重な選考です。法的制約がある中、情報収集はどこまで可能か。	
<b>第2回</b> 平成26年 8月29日(金)	<b>メンタル不調者をめぐるトラブル事例と 関連規定の整備について</b> 成田・長谷川法律事務所 愛知労働局紛争調整委員 弁護士 長谷川 ふき子 氏	生涯で1度はうつ病にかかる人が5人から10人に1人といわれる中、企業でもメンタルヘルス問題は、責任を問われることもある重大課題です。疾病初期、復職時の円滑な対応には、関連規定の整備と運用が不可欠です。	
<b>第3回</b> 平成26年 10月9日(木)	<b>労働条件の変更をめぐるトラブル事例と 円滑な就業規則の改訂について</b> 宮澤俊夫法律事務所 所長 愛知労働局労災法務専門員 元名古屋法務局訟務部付検事 弁護士 宮澤 俊夫 氏	労働条件の変更は労働基準法では、就業規則の変更、届出等を行えば可能だが、労働契約法では、不利益の程度、変更の必要性等の合理性を求めている。民事裁判での企業敗訴も多く、円滑に就業規則を改訂するためには何が求められるのか。	
<b>第4回</b> 平成26年 12月5日(金)	<b>非正規労働者をめぐるトラブル事例と 採用から退職までの留意点について</b> 森法律事務所 所長 元三重県労働委員会公益委員 元愛知県男女共同参画審議会委員 弁護士 森 美穂 氏	パート、派遣、契約社員等の非正規労働者は38%を超え、関係法令の改正も多く、企業との雇用をめぐる紛争も増加している。トラブルを防ぎ、企業の戦力とするために、企業に何が求められるのか。また、今後雇用の形態はどう変化していくのか。	
<b>第5回</b> 平成27年 2月27日(金)	<b>労働災害をめぐるトラブル事例と 企業の安全配慮義務について</b> 福岡宗也法律事務所 元愛知労働局紛争調整委員 弁護士 庄 司 俊哉 氏	労働災害の死傷者数は最も多かった昭和36年の25%と激減したが、今は安全配慮義務違反を問い、企業が、億を超える賠償金の負担を求められることもある。災害発生の4割を占める第三次産業も含め、労働災害が企業に与えるダメージが増加し続けている。	

対 象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員100名）  
 費 用 会 員 1回 6,170円 5回 25,710円（資料代・税を含む）  
 非会員 1回 8,220円 5回 35,990円（資料代・税を含む）

**申 込 要 領**

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。  
 実施機関より受講票を初回受講日の7日前までにお送りいたします。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130
岡崎労働基準協会	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	(0564)52-3692	(0564)54-0739
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)82-2575
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26	(0567)26-4603	(0567)28-7390
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱東京UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。		

**会場略図**



**電車をご利用の場合**

- (JR・地下鉄・名鉄・近鉄) 名古屋駅より
- ◎JR 名古屋駅桜通口から  
ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分
- ※名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分

**お車をご利用の場合**

名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分  
 有料駐車場・収容台数 123台・近隣有料駐車場多数あり

**労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)**

労働基準協会		平成 年 月 日	
事業場名		TEL	( ) -
		FAX	( ) -
事業内容		労働者数	人
所在地	〒		
ご出席者	氏 名	所属部署・職名	受 講 日 (レを付けて下さい)
	(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 5回とも <input type="checkbox"/> 6月11日 <input type="checkbox"/> 8月29日
	男・女		<input type="checkbox"/> 10月9日 <input type="checkbox"/> 12月5日 <input type="checkbox"/> 2月27日
	(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 5回とも <input type="checkbox"/> 6月11日 <input type="checkbox"/> 8月29日
	男・女		<input type="checkbox"/> 10月9日 <input type="checkbox"/> 12月5日 <input type="checkbox"/> 2月27日
会費支払時期	月 日銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者 ( 部署名 ・ 様 )

会員番号※       ※会員番号 名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載されている番号です)  
 ※出席申込書でご提供いただいた個人情報、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。